

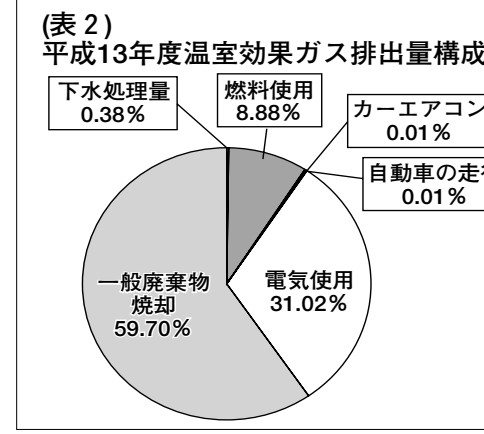
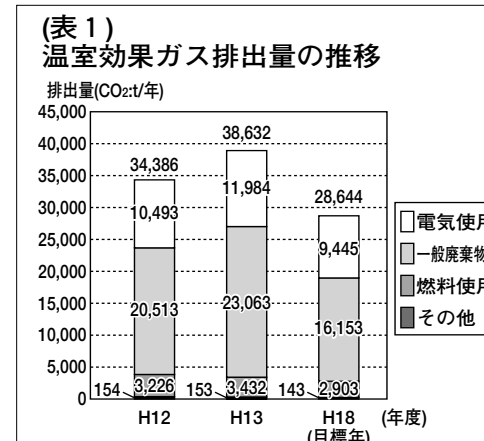
三鷹市温室効果ガス総排出量 調査結果を公表します

市では、平成13年度に三鷹市が行うすべての事務・事業を対象とした「三鷹市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2006年までに温室効果ガス排出量を対平成12年度比16・7%削減することを目標にしています。

また、電気の使用による二酸化炭素排出量が14・2%、可燃ごみ中の廃プラスチック焼却による同排出量が12・8%増加しました。増加の主原因は、パソコンなどの電

化製品の導入や使用時間の増加、可燃ごみの中にプラスチックなどがまだまだ混じってしまっていることが考えられます。今後市では、目標を達成するために、使っていないパソコンや照明のスイッチをこまめに切ったり、空調の適切な温度設定をするなど、職員一人ひとりの意識啓発を実施することにも、公共施設の省エネルギー対策を推進していきます。さらに、市民のみならずのご理解協力を得ながらより一層のごみの減量と分別の徹底の取り組みにも着手していきます。

平成13年度に市が行った調査では、総排出量は3万8千632トンの換算で、平成12年度(3万4千386ト)と比較して12・3%(4千246ト)増加しています(表1)。



インターネット水道モニターを募集

東京都水道局では、水道についてみなさんが日々感じていることや意見を広くお聴きして水道事業の運営に反映させるため、インターネット水道モニターを募集します。

◆資格 平成15年4月1日現在、都営水道を使用している地域(三鷹市内も該当します)に在住の満20歳以上の方で、インターネットおよびメールを日本語で利用できる方(都

◆謝礼 アンケート回答1回につき図書券500円分
▼2月28日(金)午後5時まで、東京都水道局ホームページ(www.waterworks.metro.tokyo.jp)の応募フォームに氏名(ふりがな)・メールアドレス・郵便番号・住所・電話番号・性別・年齢・職業など「水道について考えること」を100字以内で記入し申し込む。応募結果は応募者全員に電子メールで通知します(3月下旬)。

◆対象機種 1日の処理能力が6リットル程度までの生ごみ処理機で、次の①②③に2つ以上該当するもの(業務用の生ごみ処理機や、ディスプレイ1は対象外)。
①生ごみの減容量が3分の2以上であること。
②電気的または生物的処理がなされていること。
③減容量は、土壌改良材として利用できるか、完全に分解していること。

◆助成金額 本体価格3千円以上5万円未満は価格の2分の1以内で上限は1万5千円、本体価格5万円以上10万円(1千円未満の端数は切り捨て)。
※本体価格は消費税、工事に含まれません。
◆購入者氏名・購入年月日・販売店名・製品名・金額が記入された領収書(または市所定の販売証明書)・②印鑑(シャチハタは不可)・③本人名義の金融機関口座番号(郵便局は不可)を持参し、ごみ検討市市民会議

家庭用生ごみ処理装置などの購入費を助成

市では、生ごみ排出量を減らすために、家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器を購入し設置した方へ、購入費の一部を助成しています。

対象は三鷹市民または市内に事業所を有する方で、家庭用生ごみ処理装置などを購入し、市内に設置した方(1世帯につき1基まで)。

◆対象機種 1日の処理能力が6リットル程度までの生ごみ処理機で、次の①②③に2つ以上該当するもの(業務用の生ごみ処理機や、ディスプレイ1は対象外)。
①生ごみの減容量が3分の2以上であること。
②電気的または生物的処理がなされていること。
③減容量は、土壌改良材として利用できるか、完全に分解していること。

◆助成金額 本体価格3千円以上5万円未満は価格の2分の1以内で上限は1万5千円、本体価格5万円以上10万円(1千円未満の端数は切り捨て)。
※本体価格は消費税、工事に含まれません。
◆購入者氏名・購入年月日・販売店名・製品名・金額が記入された領収書(または市所定の販売証明書)・②印鑑(シャチハタは不可)・③本人名義の金融機関口座番号(郵便局は不可)を持参し、ごみ検討市市民会議

◆助成金額 本体価格3千円以上5万円未満は価格の2分の1以内で上限は1万5千円、本体価格5万円以上10万円(1千円未満の端数は切り捨て)。
※本体価格は消費税、工事に含まれません。
◆購入者氏名・購入年月日・販売店名・製品名・金額が記入された領収書(または市所定の販売証明書)・②印鑑(シャチハタは不可)・③本人名義の金融機関口座番号(郵便局は不可)を持参し、ごみ検討市市民会議

第8回三鷹市ごみ処理総合施策改定検討市市民会議

2月24日(月)午後7時～9時、市議会全員協議会室(市役所3階)で。

▼傍聴希望の方は、当日、直接会場へ。
↓ごみ対策課内線2533

2月24日(月)午後7時～9時、市議会全員協議会室(市役所3階)で。
▼傍聴希望の方は、当日、直接会場へ。
↓ごみ対策課内線2533

2月24日(月)午後7時～9時、市議会全員協議会室(市役所3階)で。
▼傍聴希望の方は、当日、直接会場へ。
↓ごみ対策課内線2533

2月24日(月)午後7時～9時、市議会全員協議会室(市役所3階)で。
▼傍聴希望の方は、当日、直接会場へ。
↓ごみ対策課内線2533

第9投票所が高山小学校に変更になりました

高山小学校 (牟礼4-6-12)

第9投票所
牟礼三丁目全域1番～21番・
牟礼四丁目1番～8番・
牟礼六丁目1番～18番・
13番～18番
下連雀五丁目1番5号～17号
にお住まいの方

→選挙管理委員会事務局内線3033

三鷹市農業委員会委員選挙人名簿縦覧

平成15年1月1日現在の調査をもとに調製した「農業委員会委員選挙人名簿」の縦覧を行います。資格のある人がもっていないかなどをお確かめください。

▼2月23日(日)～3月9日(日)午前8時30分～午後5時、選挙管理委員会事務局(市役所第3庁舎)にて。

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

不動産公売情報

所在地	種類	床面積	見積価額	公売の日時	公売の場所
下連雀四丁目266番地5	区分所有建物(店舗)	48.4㎡	13,441,000円	3月6日(木)午後2時～2時15分	三鷹市役所第二庁舎243号会議室

◆住居表示 三鷹市下連雀四丁目17番5号ウェザーコック三鷹(JR三鷹駅徒歩約12分)
◆公売方法 一般競争入札(要公売保証金)
※公売公告と「不動産公売案内」は納税課(市役所2階5番窓口)にあります。
※公売物件の内容は、三鷹市ホームページでもご覧いただけます。
⇒納税課内線2421

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875

三鷹市公共下水道の事業計画変更案の縦覧

井の頭汚水庄送幹線のルート変更のための事業計画変更案を縦覧します。変更案について意見のある方は意見書を提出することができます。

▼2月17日(月)～3月3日(月)(土・日曜日を除く)、下水道課(市役所5階)で縦覧。

▼意見書は3月3日(月)(必着)までに、直接または「〒181-8555三鷹市役所下水道課」へ郵送で提出。

↓下水道課内線2875